

Clip!

高額医療・高額介護合算療養費の支給申請について

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当
健康推進課 介護保険担当 ☎(46)5111

高額医療・高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。国民健康保険あるいは後期高齢者医療制度の被保険者のうち、平成23年度分の支給対象となる方に対し、後記のとおり申請についてのお知らせを郵送します。

■合算対象期間
平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間

■対象者
医療保険と介護保険の両方で自己負担額があり、合計が自己負担限度額を超えている世帯 ※高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。

■勸奨通知の発送時期
平成25年1月

勸奨通知がお手元に届いたら、以下のものを持って、都留市役所年金・医療担当の窓口にて申請をしてください。今年の7月31日の時点で都留市の住民でなかった方は、住所のあった市町村医療保険窓口で申請をしてください。

■自己負担限度額

加入保険	国民健康保険+介護保険(70歳未満含む)	国民健康保険+介護保険(70歳~74歳)	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険+介護保険
所得区分				
現役並み所得者(上位所得者)	126万円	67万円	67万円	お勤め先にお問合せください
一般	67万円	56万円	56万円	
低所得者	34万円	31万円	31万円	
		19万円	19万円	

Clip!

退職所得の見直しについて

問合せ先：税務課
市民税担当

■計算例 ※勤続年数30年の場合

退職金2,000万円

退職所得控除額 1,500万円 【40万円×20年+70万円×(30年-20年)】

退職所得(2,000万円-1,500万円) × 1/2 = 250万円

② 勤続年数が5年以下の法人役員などについて廃止

① 廃止

税率 10% 10%税額控除 10%税額控除 10%税額控除 廃止前の税額 = 22.5万円

10%税額控除 廃止後の税額 = 25万円

× 10% × 90% = 22.5万円

× 10% × 90% = 25万円

× 10% × 90% = 25万円

× 10% × 90% = 25万円

平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る個人住民税(市町村民税及び県民税)について、次のとおり制度改正が実施されます。

- ① 退職所得の課税の特例のうち、税額の10分の1に相当する金額を控除する特例が廃止されます(個人住民税のみ)。
- ② 勤続年数が5年以下の法人役員などの退職所得については、2分の1課税が廃止されます(所得税と同様)。
- (1) 法人税法第2条第15号に規定する役員(法人の取締役など)
- (2) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- (3) 国家公務員及び地方公務員
- ※①、②については上記計算例をご覧ください。

Clip!

都留市ファミリー・サポート・センター3月1日援助活動開始!!

申込・問合せ先：
下記をご覧ください

■ファミリー・サポートとは
子育てでなにか困った時、手助けしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(提供会員)が会員となり、お互いに助けたり助けられたりして、子育ての援助活動を行うことです。

都留市ファミリー・サポート・センターでは、来年の3月1日から援助活動を開始するにあたり、登録会員を募集しています。

■会員の条件
依頼会員
○都留市に住所を有する方。または、市内に通勤をしている方。
○生後3カ月～小学校6年生までの児童の保護者で、育児の援助を必要としている方。

提供会員
○都留市に住所を有し、心身ともに健康で20歳以上の方。
○事業の目的を理解し、保育サポーター養成講座を修了した方。
※保育サポーター養成講座は、12月4日・11日に開催。詳しくは広報11月号をご覧ください。

両方会員
依頼会員、提供会員として活動できる方。

■おもな援助活動
依頼会員の就労、疾病、事故、

冠婚葬祭などの都合により家庭で保育を行うことが出来ない場合に、次の活動を行います。

- ・保育園などへの、子どもの送迎。
- ・保育園、学校、学童保育などの終了後、子どもを預かること。
- ・保育園などが休日の時、子どもを預かること。

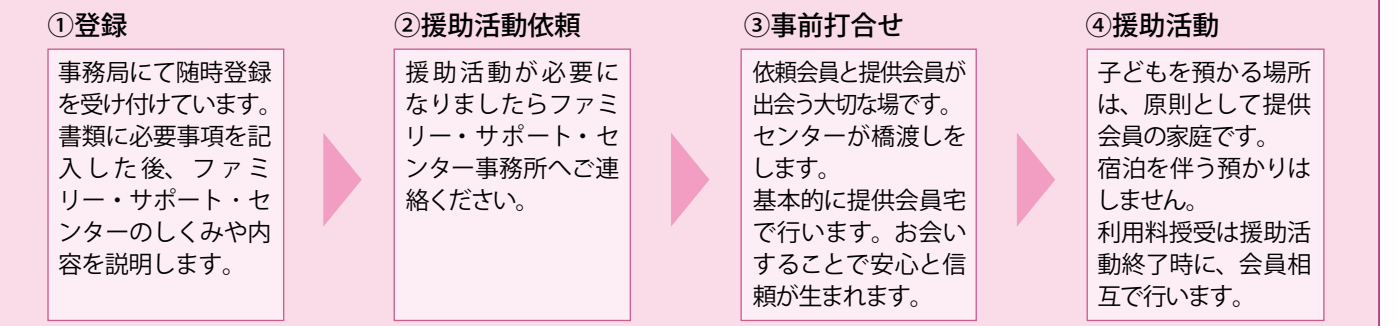
・会員の子育て支援を行うために必要な援助を行うこと。

■補償保険
サポート中は、補償保険が適用されます。保険料は市で負担しますので、掛金の自己負担はありません。

■申込・問合せ先
都留市ファミリー・サポート・センター(社会福祉法人都留市社会福祉協議会)
〒402-0051
都留市下谷2516-1
いきいきプラザ都留
☎(46)5115
FAX(46)5103
Eメール
tsuru-shakyo@sageo.ne.jp

ただ今
会員募集中!!

■ファミリー・サポート・センターのしくみ



■利用料の基準

活動日	活動時間帯	利用料	
		1時間の単位	1時間を超えた場合の30分の単位
平日(月～金)	7:00～19:00	700円	350円
	上記以外の時間	800円	400円
土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	7:00～19:00	800円	400円
	上記以外の時間	900円	450円

※子どもの送迎などに係る交通費、その他、食事・おやつなど実費がかかる場合は別途いただきます。
※兄弟を預かる場合は、2人目から報酬額が半額となります。